

さ情審査答申第 6 号
平成14年12月18日

さいたま市長 相川 宗一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 小 池 保 夫

答 申 書

平成14年3月7日付けで貴職から受けた、市が収受した「市民懇話会応募用紙」すべて(259名分)(以下「本件対象行政情報」という。)の非公開決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報につき、さいたま市情報公開条例第7条第2号の規定により、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成14年1月25日付けさ政企収第239号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った非公開決定について、これを取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 非公開とした本件対象行政情報の中の「⑦地区のまちづくりについての意見」欄及び「⑧さいたま市全体のまちづくりを考えた時、特に関心のあるテーマ」欄は、個人識別性がなく当事者のプライバシーを不当に侵害しない。
- (2) 行政情報非公開決定通知書の中の「実施機関が特定した行政情報の名称」欄及び「公開しない理由」欄は、記載の仕方が著しく不適切であり、公開しない個別の情報類型とそれに対応する非公開理由が記載されておらず、実施機関の処分には理由付記を怠った瑕疵がある。
- (3) 実施機関は、本件処分の非公開理由を「個人にとって、まちづくりの意見や関心のあるテーマは、個人の重要な財産権に属するものである」と主張したが、

明確な説明ではなく理解ができない。

- (4) よって、本件処分は条例の解釈と運用を誤った違法なものであり、取り消されるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 市総合振興計画策定市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）は、市総合振興計画の策定にあたり、地区の特色あるまちづくりやそのために必要な方策、これからのさいたま市の目指すべき方向などについて、市民意見等を計画内容へ反映させるため設置したものである。
- 2 本件対象行政情報の記載内容については、「①氏名」欄、「②性別」欄、「③年齢」欄、「④職業」欄、「⑤住所」欄、「⑥電話番号」欄、「⑦地区のまちづくりについての意見」欄及び「⑧さいたま市全体のまちづくりを考えた時、特に関心のあるテーマ」欄である。
- 3 「⑦地区のまちづくりについての意見」欄及び「⑧さいたま市全体のまちづくりを考えた時、特に関心のあるテーマ」欄は、個人の重要な財産権に属するものであり、個人のプライバシーは最大限保護されなければならないが、また、公開することがこれに優越する公益と考えられる合理的な理由は認めがたく、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。
- 4 市民懇話会参加決定者の場合、「⑦地区のまちづくりについての意見」欄には、地域名、地域の特徴や問題点、子育ての環境整備などが記載されており、これだけをもって直接特定の個人を識別することはできないが、市民懇話会の会議は公開しており、第三者が会議を傍聴することで、間接的に特定の個人を識別することが容易になる。
- 5 応募者は、市民懇話会の参加資格を得るために市に対して提出したもので、公になることは想定していない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件の異議申立ては、本件対象行政情報の中で「⑦地区のまちづくりについての意見」欄及び「⑧さいたま市全体のまちづくりを考えた時、特に関心のあるテーマ」欄（全員分）を非公開とした決定の取消しを求めるものである。
- 2 本件対象行政情報の中の「⑦地区のまちづくりについての意見」欄及び「⑧さいたま市全体のまちづくりを考えた時、特に関心のあるテーマ」欄には、いずれも応募者が意見（それも未公表の意見と窺われる。）を記していることが認められる。その内容については、個人が思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術の範囲に属するもの（著作物）として著作権が成立する可能性を認めることができる。さらに、本件では実施機関がその提出を求める際に、提出

された応募用紙が情報公開の対象となることも告知していない。それらを併せ考えると、実施機関が条例第7条第2号の「特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」があると判断したことは妥当と考えられる。

3 異議申立人は、実施機関の行政情報非公開決定通知書における理由付記が条例第12条第1項に違反すると主張するので判断する。

同決定通知書には「さいたま市情報公開条例第7条第2号に該当（改行）特定の個人を識別することができる個人情報であるため（改行）公開すると、個人の権利利益を害するおそれがあるため」とされている。この記載によっても、「応募用紙の中には、特定の個人を識別することができる個人情報と、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報とがあり、したがって、条例第7条第2号に該当するから非公開とする」旨を読み取ることが可能であるから、理由の付記として瑕疵はないと認めることができる。

4 よって、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年 3月 7日	諮問の受理
②	同 年 3月29日	実施機関から理由説明書を收受
③	同 年 8月22日	審議
④	同 年 9月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 10月17日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 11月21日	審議